那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震発生時における通電火災の防止を図るため、感震ブレーカー等を購入する者に対し、その費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、那智勝浦町補助金等交付規則（平成６年規則第１２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱に定める感震ブレーカー等とは、一般財団法人日本消防設備安全センターが消防防災製品等推奨品として推奨するもの（簡易タイプ）及び一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤の規格で定める構造及び機能を有するもの（分電盤タイプ）とする。

（補助対象世帯）

第３条　那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者は、町内に住所を有する者または町内の建築物を所有する者とし、かつ、町税等の滞納がない者とする。

（補助額等）

第４条　補助金の額は、感震ブレーカー等の購入及び設置に要する経費であって、２０，０００円を限度とし、建築物１棟につき１回限り交付する。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付申請書（様式第１号）に感震ブレーカー等購入費に係る領収書の写しと設置した感震ブレーカー等の写真を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定する。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付決定（不交付決定）通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

（補助金の交付の請求）

第７条　前条の規定により交付決定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付請求書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第８条　町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

（２）前号に掲げるもののほか、不正行為があったとき。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

那智勝浦町長　様

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付申請書

那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>申請金額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>取付器具</td><td colspan="2">１．分電盤タイプ　（製品名：　　）
２．簡易タイプ　　（製品名：　　）</td></tr>
<tr><td>世帯の状況について</td><td colspan="2">下記に該当する方が世帯に属する場合、該当するものに○
１．６５歳以上の者　　４．療育手帳Ａ１・Ａ２
２．要介護認定区分３以上　　５．精神障害者保健福祉手帳１級
３．身体障害者手帳２級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設置場所</td><td colspan="2">□住所地と同じ</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td>那智勝浦町</td></tr>
<tr><td>所有者名</td><td></td></tr>
<tr><td>家屋の種類</td><td colspan="2">・持ち家　　・借家（一戸建て、アパート、マンションを含む）
・町営住宅　・県営住宅</td></tr>
<tr><td>家主の同意
※持ち家以外の場合のみ</td><td colspan="2">この申請により、感震ブレーカー等を家屋に取り付けることを承諾します。
年　　月　　日
所有者又は管理者　　住所
氏名　　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="3">□　住民基本台帳、福祉関係台帳、町税等の納付情報を閲覧、照会することに同意します。</td></tr>
</table>

【添付書類】

１．感震ブレーカー等購入費に係る領収書の写し

２．設置した感震ブレーカー等の写真

様式第２号（第６条関係）

那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付決定（不交付決定）通知書

第　　号
年　　月　　日

様

那智勝浦町長

年　　月　　日付けで申請のあった補助金交付については、次のとおり交付決定（不交付決定）したので、那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

交付決定金額	
設 置 場 所	

（不交付決定の理由）

様式第３号（第７条関係）

那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付請求書

金　　円也

那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付要綱第７条の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

年　　月　　日

那智勝浦町長　様

申請者　住所

氏名

金融機関名：	
支店名：	支店（支店番号：　　）
預金種目：	普通 ・ 当座
口座番号：	
口座名義：	